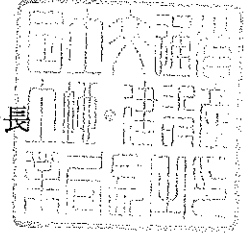


国土建労第1366号

平成30年12月27日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



出入国管理及び難民認定法に基づく
「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」等の
制定について

平成30年12月14日、新たな在留資格「特定技能」の創設等を内容とする、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)が公布されました。

これを受け、平成30年12月25日に、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第2条の3第1項に基づき、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が定められ、国土交通省においても、同日、関係省庁と共同で、法第2条の4第1項に基づき、基本方針にのっとり、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」及び「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」を定めましたので、通知いたします。

基本方針、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領の内容は、別紙のとおりです。

各団体におかれては、傘下企業等への周知をお願いいたします。

【別紙】

- 別紙1 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について
- 別紙2 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について
※建設分野のみ抜粋
- 別紙3 「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

【参考】

法務省：新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html